

業務委託仕様書

1 業務内容等

(1) 委託業務名

一般廃棄物（粗大ごみ等）収集運搬業務

(2) 委託業務の概要

本市が指定する市内の各世帯の粗大ごみ等を収集し、指定する中間処理場等まで運搬する業務

ア 収集する粗大ごみ等

① 本市が指定する品目

なお、粗大ごみとは、徳島市家庭ごみ分別ガイド及び家庭ごみ収集日程表のとおりにする。

② 粗大ごみと同時に出された乾電池及び体温計等

イ 収集場所 本市が指定する集積場所（区域については市内全域）

収集時間 8時30分から15時30分まで

[日曜日、土曜日、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月末日までの間を除く]

ウ 搬入場所（中間処理場）

次のうち、本市が指定する施設とする。ただし、乾電池及び体温計等については、徳島市東部環境事業所業務課（以下「業務課」という。）とする。

① 徳島市飯谷町高良26-20 (株)三紅

② 徳島市丈六町山根30 (株)三幸クリーンサービスセンター

搬入時間 8時30分から16時00分まで

ただし、乾電池及び体温計等については、8時30分から17時00分までとする。

[日曜日、土曜日、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月末日までの間を除く]

エ 使用車両等

① 使用車両については、運搬中の飛散、落下防止のための対策を施したものであって、「徳島市粗大ごみ収集運搬車両規格について」（別紙1）による塵芥収集車とする。また、日常的に保守点検・整備・清掃を実施し、常に良好な状態に保たなければならない。

② 塵芥収集車は、業務開始日までに自社保有（リース契約を含む）で4台以上確保すること。

③ 上記②の車両種別の内訳についてはプレス式機械車両を3台以上とする。

また、粗大ごみ収集品目の種類（大きさ、硬さ等）により機械車両が不適当な場合や道路幅が狭い場合に対応するため、必要に応じてダンプ式トラック車両又はダンプ式軽車両についても検討すること。

- ④ この業務に使用する車両をこの業務以外の目的に使用してはならない。
- ⑤ この業務を行う粗大ごみ収集運搬車両である旨を「徳島市粗大ごみ収集運搬車両規格について」（別紙１）に従い、使用する車両に表示しなければならない。
- ⑥ この業務に使用する車両の自動車保険（任意）は、対人・対物・搭乗者保険を備えたものに加入すること。また、保険金額は、対人及び対物賠償共に無制限とし、保険期間開始年月日は、令和 9 年 3 月 1 日以前とし、この業務契約期間中は継続して自動車保険（任意）に加入すること。
- ⑦ この業務に使用する車両の保管場所については、その面積を十分確保し、飛散防止等の措置を講じるものとする。

オ 収集運搬方法

- ① 収集運搬は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 3 条第 1 項に記載された収集、運搬の基準に従うこと。（別紙 2）
- ② 事故などやむを得ない場合を除き、積替え、一時保管を行ってはならない。
- ③ 収集運搬に使用する車両は、あらかじめ業務課に届け出るものとする。
- ④ 収集運搬の作業計画については、あらかじめ業務課に申込みのあった世帯の情報を事前に提供するので、受託者自ら定めるものとする。
- ⑤ 道路交通法（昭和 35 年 6 月 25 日法律第 105 号）等関係法令を遵守し、事故防止に努めなければならない。

カ 収集運搬量

年間収集予定量約 2, 000 トン(過去 2 年間伸び率より)

ただし、ごみの排出量については変動があるものとする。

※参考（令和 6 年度・令和 7 年度実績）

- a 粗大ごみ地区別受付状況（別紙 3）
- b 粗大ごみ収集実績（別紙 4）

キ 必要な体制及び受託者の責務

- ① 業務遂行にあたり労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）及びその他関連法令を遵守すると共に、従業員に対する安全及び衛生についての対策、福利厚生並びに研修等について、適正に実施しなければならない。
- ② 関係する役職員等や運転手及び作業員の氏名、生年月日、採用年月日、職務分担、資格等を記載した名簿や指示命令系統図を業務課に提出しなければならない。
- ③ 受託者は、業務課からこの委託業務にかかる業務量等の連絡を受けることや不測の事態の協議及び指示を行う現場管理者を選任し、業務課に報告しなければな

らない。なお、運転手又は作業員との兼務は不可とする。

- ④ 受託者は、業務の公共性、特殊性を認識し、作業員等の服装、言葉づかい、態度に十分留意して、品位の保持に努めなければならない。
- ⑤ 業務委託の履行において発生した事故等により、本市又は第三者に損害を与えた場合については、受託者の責任で全て処理し、受託者の費用負担において解決するものとする。

ク 作業実施基準等

- ① 業務の安全衛生管理に努めるよう、収集車両 1 台につき運転手及び 1 名以上の作業員を乗車させること。
- ② 運転手及び作業員は、粗大ごみ収集業務について熟知しなければならない。
- ③ 運転手及び作業員は、社名及び顔写真入りの名札並びに清潔な作業服等を着用し、市民に対しては不快な印象を与えたり誤解を招いたりする行動・言動がないよう心がけ、懇切丁寧に接しなければならない。
- ④ 作業を実施する場合は、人、車両等の通行を妨害しないよう心がけ、効率かつ迅速に行うものとする。
- ⑤ 指定を受けた粗大ごみの収集については、指定品目と相違が無いか確認し、相違が無ければ、速やかに収集するものとする。
- ⑥ 指定品目や内容に相違があった場合は、排出世帯を訪問し確認を行うこと。その上で、確認ができない等対応が困難な場合は、速やかに業務課に連絡するものとする。また、収集できない品目の場合は、収集できない旨の理由を書いた警告シールを貼るものとする。
- ⑦ 収集した粗大ごみは、指定した中間処理場内のトラックスケールで計量するものとする。
- ⑧ 取り残しについては、直ちに責任をもって再収集すること。また、緊急時の対応については、その都度業務課と協議するものとする。
- ⑨ その他、別に定める「粗大ごみ等収集運搬作業マニュアル」に基づき収集すること。

ケ 報告

業務委託の履行にあたり、次の各号に定める書面等を提出しなければならない。

- ① 業務終了後にその日の収集依頼票等を整備し、翌週中に報告しなければならない。ただし、収集業務について生じた問題等は、収集依頼票等にその処理内容を記載するとともに、直ちに現場管理者から業務課に報告しなければならない。
- ② 業務委託中において、市民等とのトラブルや交通事故及び作業事故が発生した場合、直ちに現場管理者から業務課に連絡しなければならない。

また、処理顛末については書面により遅滞なく提出しなければならない。

- ③ 収集運搬の実績について、当該月については翌月 5 日までに本市が定める実績

報告書に中間処理場で交付された計量伝票を貼付し業務課に提出しなければならない。

コ その他

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の規定により、この業務を第三者に委託してはならない。
- ② 徳島市個人情報保護条例（平成17年3月24日徳島市条例第1号）第9条第1項及び別記1「個人情報取扱特記事項」（別紙5）の規定により、この契約の履行に際して知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この契約が満了し、又解除された後も同様とする。
- ③ 別記2「徳島市暴力団等排除条項」（別紙6）に該当しないこと。
- ④ 市民等からの金品等の授受は、一切行わないこと。
- ⑤ 震災や水害等の災害発生時には、本市の求めに応じて最大限の協力をするものとする。

2 業務委託期間

令和9年3月1日（月）から令和12年2月28日（木）まで

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約とする。

ただし、契約年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除する。

3 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、本市と協議して決定するものとする。